番 号:160104 国 名:インドネシア

担当部署:民間連携事業部海外投融資第一課

案件名:PPPインフラ・海外投融資にかかる実施促進業務(投融資実施促進)【有償勘定技術支

援】

## 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:投融資実施促進

(2)格付:2号

(3)業務の種類:専門家業務

#### 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2016年4月下旬から2017年4月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 0.90M/M、現地 6.67M/M、合計 7.57M/M

(3)業務日数:

国内準備	第 1 次 派遣	国内作業	第 2 次 派遣	国内作業	第 3 次 派遣	国内作業	第 4 次 派遣	国内作業 (整理期間)
5	50	3	70	3	35	2	45	5

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:2016年4月6日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014 年 4 月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html</a>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 18点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 36点

②対象国又は同類似地域での業務経験 20点

③語学力 16点

(計100点)

類似業務	民間連携、PPP政策・制度、投融資にかかる各種業務
対象国/類似地域	インドネシア/東南アジア
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:事前評価調査に参加した会社及び個人。
- (2) 必要予防接種:特になし。

#### 6. 業務の背景

インドネシア政府は、中期国家開発計画(2015年から2019年)期間中に必要なインフラ投資額を5,590兆ルピア(約4,489億米ドル)と見込んでおり、うち約3割については、海外を含め民間企業からの投資で賄うことを強く期待している。我が国でも多くの民間企業が同国におけるPPPによるインフラ事業に対するニーズに注目し、事業の参画に強い関心を示している。

JICAとしても、2010年に「協力準備調査 (PPPインフラ事業)」(以下「PPP F/S」)を開始し、民間企業によるインフラ事業の海外展開を支援しており、インドネシア向けには2010年の第1回公募から第10回公募までに運輸交通、上下水道、環境等のセクターにおいて合計16件の調査を採択している。加えて、2012年10月には海外投融資が本格再開されたことから、今後インドネシアにおいて、PPP F/Sを経た海外投融資案件 (PPPインフラ案件)が増加し、かかる案件の調査・審査に関する情報収集や現地政府との調整、その他現地での業務負担が増大することが見込まれている。

PPPインフラ事業にかかる海外投融資案件の具体化を進めていく上では、現地政府関係者との協議を通じて事業の必要性または有益性につき理解を深め、事業実施に向けた必要なサポートを取り付けることが不可欠である。一方で、これまで途上国政府関係者等と対話を行ってきた中で、①海外投融資のスキームに対する理解が不十分である、②PPP案件の実施に向けた現地政府による役割・支援の重要性が理解されていない、③PPP案件に関連する法制度や組織体制が未整備または整備の途上であることが事業化の障壁となっている、④現地政府を含めた事業関係者間のコンセンサス形成が難航する、といった課題が明らかになっている。

以上より、インドネシア政府によるPPPインフラ事業推進に向けた共通基盤の強化を目的として、JICAはインドネシアにおいて円借款附帯技プロ(PPPネットワーク機能強化プロジェクト等)による支援を行ってきている。しかしながら、今後JICAが海外投融資によるPPPインフラ事業の具体化支援を進める上では、個別案件レベルでも現地の関係政府機関との対話を重ねて理解を得るとともに、JICAとしても事業出資者となる本邦民間企業に対し的確な助言を行っていくことが必要である。

かかる背景を踏まえ、本業務は、インドネシアにおけるPPPインフラ事業の円滑な事業化に向け、①現地政府関係機関のPPP F/S及び海外投融資スキームの理解促進、②現地政府機関との個別PPP F/S案件及び海外投融資案件にかかる情報交換及び事業化に向けた調整、③日本企業がPPP案件の事業化を推進する上での法制度・体制面を中心とした情報収集及び必要な助言④日本企業に対するインドネシアにおけるPPP案件にかかる情報発信等の活動を行うものである。かかる活動の成果として、①インドネシア政府・民間企業への情報提供等を通じたPPP案件の潜在ニーズの掘り起こし、②良質なPPP候補案件の発掘とPPP F/Sの新規採択・実施、③PPP F/S実施案件等の事業化・海投融資案件の融資承諾、が期待される(前述した活動の成果は本業務の従事者のみにより達成されるものではないが、結果的に民間連携事業部としての成果に繋がるもの)。

#### 7. 業務の内容

具体的な業務内容は以下のとおりです。

#### 【全派遣期間共通業務】

- (1) 海外投融資候補案件の審査支援
  - ・海外投融資候補案件にかかる審査に必要な情報収集・分析(セクター情報、プロジェクト情報、スポンサー情報、インドネシア政府の計画・政策文書、統計データ等)、海外投融資にかかる審査資料の作成支援。
  - ・現地に所在するスポンサー・レンダーやインドネシア政府等の事業関係者との情報交換・ 協議・調整。

### (2) PPP F/S 調査の実施支援

- ① 個別 PPP F/S の案件選定支援
  - ・新規に提案された PPP F/S の選定段階における案件情報や関連する政策・制度にかかる情報収集・課題の整理。
- ② 個別 PPP F/S の調査実施支援
  - ・PPP F/S 仮採択後(調査開始前)のインドネシア政府関係省庁・事業関係者等への調査・事業内容の説明・協議・調整、調査実施にかかる M/D 締結支援、キックオフ会議開催支援
  - ・PPP F/S 調査開始後のインドネシア政府関係省庁・事業関係者・調査団との協議・助言・調整、インセプションレポート・インテリムレポート・ドラフトファイナルレポート等のレビュー・コメント作成支援。
- ③ PPP F/S 終了後の個別案件フォローアップ
  - ・PPP F/S 終了後の個別案件にかかる事業化に向けたフォローアップの実施(調査団・スポンサー企業及びインドネシア政府等の事業関係者等との情報交換・協議・調整等)。
- (3) 新規 PPP 案件発掘・形成支援及び PPP 促進支援
  - ・国際金融機関(IFC、ADB等)及び民間金融機関(邦銀及びローカル銀行等)とのネット ワーク構築、協調融資候補案件の発掘
  - ・本邦企業による PPP 案件形成情報・アイデアの収集、他のマルチドナー/バイドナーによる PPP 案件形成に関連する情報収集、エネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等の長期専門家からの PPP 政策・制度及び PPP 候補案件にかかる情報・アイデア収集等。
  - ・PPP 関連の政策・制度に関する情報収集、PPP 関連の技術協力プロジェクトやプログラムローンにおける政策アクションへのインプット、「インドネシア PPP ハンドブック」のアップデート、左記事項に関する対外情報発信を通じた日本企業へのフィードバック等。

### 【業務工程】

## 【国内準備期間(2016年4月下旬)】

- (1) インドネシアにおける PPP 関連法制度や民間企業の動向等の情報を整理する。
- (2) インドネシアにおける海外投融資候補案件、PPP F/S 案件の現状・課題等を整理する。
- (3) 民間連携事業部と現地派遣期間の業務方針を協議のうえ、ワークプランを作成する。

## 【第1次派遣期間(2016年5月中旬~7月上旬)】

- (1) 「全期間共通業務」にかかる業務を行う。そのうち、特に下記(2)~(5)の業務に ついて重点的に取り組むものとする。
- (2) 海外投融資審査対象案件(エネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等)の事業化に向けたインドネシア政府・スポンサー企業等の事業関係者との協議・調整。
- (3) インドネシアにおけるエネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等セクターにかかる情報収集・分析(政策・制度、民間企業・金融機関の動向等)とレポート作成。
- (4) 仮採択(調査開始前)されたPPP F/S案件について、インドネシア政府関係省庁・事業 関係者等への調査・事業内容の説明・協議・調整、調査実施にかかるM/D締結支援、キックオフ会議開催支援等。
- (5) インドネシア政府や本邦企業、国際金融機関・民間金融機関等との情報交換・協議を通じた新規PPP候補案件の発掘・形成、本邦企業に対するPPP F/Sへの応募に向けた助言。

#### 【国内作業期間(2016年7月中旬)】

現地業務結果報告書(和文)を民間連携事業部へ提出するとともに、現地での活動結果・次回の現地派遣期間の活動予定について報告・協議を行う。

### 【第2次派遣期間(2016年8月下旬~11月上旬)】

(1) 「全期間共通業務」にかかる業務を行う。そのうち、特に下記(2)~(5)の業務に ついて重点的に取り組むものとする。

- (2) 海外投融資審査対象案件(エネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等)の事業化に向けたインドネシア政府・スポンサー企業等の事業関係者との協議・調整。
- (3) インドネシアにおけるエネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等セクターにかかる情報収集・分析(政策・制度、民間企業・金融機関の動向等)とレポート作成。
- (4) 仮採択(調査開始前)されたPPP F/S案件について、インドネシア政府関係省庁・事業 関係者等への調査・事業内容の説明・協議・調整、調査実施にかかるM/D締結支援、キックオフ会議開催支援等。
- (5) インドネシア政府や本邦企業、国際金融機関・民間金融機関等との情報交換・協議を通じた新規PPP候補案件の発掘・形成、本邦企業に対するPPP F/Sへの応募に向けた助言。

### 【国内作業期間(2016年12月上旬)】

現地業務結果報告書(和文)を民間連携事業部へ提出するとともに、現地での活動結果・次回の現地派遣期間の活動予定について報告・協議を行う。

## 【第3次派遣期間(2017年1月中旬~2月下旬)】

- (1) 「全期間共通業務」にかかる業務を行う。そのうち、特に下記(2)~(5)の業務に ついて重点的に取り組むものとする。
- (2) 海外投融資審査対象案件(エネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等)の事業化に向けたインドネシア政府・スポンサー企業等の事業関係者との協議・調整。
- (3) インドネシアにおけるエネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等セクターにかかる情報収集・分析(政策・制度、民間企業・金融機関の動向等)とレポート作成。
- (4) 仮採択(調査開始前)されたPPP F/S案件について、インドネシア政府関係省庁・事業 関係者等への調査・事業内容の説明・協議・調整、調査実施にかかるM/D締結支援、キックオフ会議開催支援等。
- (5) インドネシア政府や本邦企業、国際金融機関・民間金融機関等との情報交換・協議を通じた新規PPP候補案件の発掘・形成、本邦企業に対するPPP F/Sへの応募に向けた助言。

#### 【国内作業期間(2017年2月下旬)】

現地業務結果報告書(和文)を民間連携事業部へ提出するとともに、現地での活動結果・次回の現地派遣期間の活動予定について報告・協議を行う。

### 【第4次派遣期間(2017年3月上旬~4月下旬)】

- (1) 「全期間共通業務」にかかる業務を行う。そのうち、特に下記(2)~(5)の業務に ついて重点的に取り組むものとする。
- (2) 海外投融資審査対象案件(エネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等)の事業化に向けたインドネシア政府・スポンサー企業等の事業関係者との協議・調整。
- (3) インドネシアにおけるエネルギー・運輸・空港・港湾・上下水道分野等セクターにかかる情報収集・分析(政策・制度、民間企業・金融機関の動向等)とレポート作成。
- (4) 仮採択(調査開始前)されたPPP F/S案件について、インドネシア政府関係省庁・事業 関係者等への調査・事業内容の説明・協議・調整、調査実施にかかるM/D締結支援、キックオフ会議開催支援等。
- (5) インドネシア政府や本邦企業、国際金融機関・民間金融機関等との情報交換・協議を通じた新規PPP候補案件の発掘・形成、本邦企業に対するPPP F/Sへの応募に向けた助言。

### 【帰国後整理期間(2017年4月下旬)】

現地派遣期間における活動結果について専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 関係者に対して説明・報告を行う。

#### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

#### (1) ワークプラン

和文5部(民間連携事業部、東南アジア・大洋州部東南アジア第1課、インドネシア事務所) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案) 等を記載。

#### (2) 現地業務結果報告書

和文5部(民間連携事業部、東南アジア・大洋州部東南アジア第1課、インドネシア事務所)記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

### (3) 専門家業務完了報告書

和文5部(民間連携事業部、東南アジア・大洋州部東南アジア第1課、インドネシア事務所)記載項目は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上の課題と対応
- ④ その他 (別添資料として)
  - ・「インドネシア PPPハンドブック」改訂版
  - ・インドネシアの空港・港湾・運輸事業にかかるセクター分析
  - ・インドネシアの上下水道・再生可能エネルギー発電PPP案件の動向
  - ・インドネシアにおけるJICAのPPP関連スキームにかかる改善提言

#### 9. 見積書作成にかかる留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、成田⇔ジャカルタ間を標準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

#### (2) 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成して下さい。

#### (3) 臨時会計役の委嘱

一般業務費については、JICAインドネシア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。 臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## (4) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html)

## 10. 特記事項

### (1)業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年5月中旬~2017年4月下旬を予定していますが、1ヶ月程度の日程

調整は可能です。

### ②便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

民間連携事業部が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

宿舎での執務を基本としますが、必要に応じてインドネシア事務所にてアレンジ します。

### (2)参考資料

特になし。

## (3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②インドネシア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAインドネシア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以 上